平成２３年（フ）第２６０号
岐阜県関市小屋名1210番地２　Ｓｕｒｐｌｕｓカメヤマ A101
債務者　瀬戸　佑一
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１３３号
徳島市中昭和町２丁目80番地の１　若竹アパート１階３号室
債務者　笠松　和子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２号
福岡県京都郡苅田町与原３丁目６番地20　彦山荘５号
債務者　松下　好美
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
佐賀県鹿島市大字高津原5051番地　ユメックスマンションアベニュー鹿島201号室
債務者　白仁田愛美（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１０６号
佐賀県伊万里市黒川町小黒川319番地
債務者　藤沢　一雄
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１１３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2162番地１メゾンクレールＣ室
債務者　中尾　繁康
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１１４号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2162番地１メゾンクレールＣ室
債務者　中尾フサ子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１２８号
佐賀県鹿島市大字山浦甲281番地１、申立時の住所佐賀県鹿島市大字納富分2042番地11
債務者　片渕　健介
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５２号
岐阜県美濃加茂市加茂野町市橋658番地１ルミナス加茂野106号室
債務者　村木　智美
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１３０６号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘５棟1002号
債務者　東條　博政
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４３６号
愛知県小牧市大字北外山608番地３　プリミエールエデン503号
債務者　大森　　仁
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７２号
三重県鈴鹿市平田本町１丁目12番１号
債務者　柳谷　早苗
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９８号
三重県鈴鹿市野辺２丁目７番５号　リソー住宅野辺赤号、前住所滋賀県大津市馬場２丁目12番59号　滋賀鉱産ビル302
債務者　中川　昌行
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９９号
三重県鈴鹿市野辺２丁目７番５号　リソー住宅野辺赤号、前住所滋賀県大津市馬場２丁目12番59号　滋賀鉱産ビル302
債務者　中川智映子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１００号
三重県亀山市辺法寺町993
債務者　川戸　裕二
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０１号
三重県亀山市辺法寺町993
債務者　川戸たへ子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
津地方裁判所破産係